

独立行政法人 国民生活センターの情報提供案件（平成 23 年度）

46. 消石灰による失明事故発生

公表日：平成 23 年 10 月 6 日

概要：農業生産や家庭菜園において、農作物の生育を促すために土づくりは欠かせない。肥料用消石灰は酸性土壌を中和させ、作物に適した土壌を作るために用いられる。ホームセンターなどでは家庭園芸用の消石灰も販売されており、広く土壌づくりに利用されている。農作業中に消石灰が眼に入り、左眼を失明するという事故情報が PIO-NET に入力された。

（社）日本眼科医会は平成 19 年に「運動時のライン引きに使用されている消石灰は強アルカリ性で、目に入ると角膜や結膜等を侵し、視力に関わる障害を残すこともある」として「学校での水酸化カルシウム（消石灰）使用禁止について（要望）」を文部科学省に要望し、同省が同省所管の学校においては消石灰を使用しないよう指導した。同医会は要望の際に、平成 3 年に農作業中に発生した消石灰の飛散による両目失明の事故もあわせて報告している。

消石灰は強アルカリ性で目に入ると危険であるが、注意表示が書かれていない商品も販売されていることから、今後の被害の未然防止のため消費者に情報提供するとともに、使用にあたっての注意喚起を行った。日本眼科医会は、まず平成 8 年に全国 47 支部において実態調査を実施し、消石灰による眼の事故を確認し、学校での消石灰の使用を禁止し、より安全な炭酸カルシウムなどの使用促進を日本学校保健会、教育委員会に働きかけた。平成 19 年に再度、調査を実施し文部科学省に要望を行った。

要望先：一

情報提供先：消費者庁 消費者政策課

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課

経済産業省 製造産業局 化学課

日本石灰協会

※平成 23 年度 独立行政法人国民生活センター業務実績報告書より
（平成 24 年 6 月 独立行政法人 国民生活センター）